

資料編



1 策定経過

年 月	項 目	内 容	
令和7年	1～3月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ニーズ調査 ・こども、若者意識調査 ・こどもの生活実態調査
	5月28日	小中学校の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・こども大綱の内容についての活動状況 ・児童・生徒、保護者からのニーズ ・課題や連携状況について
	6月5日	第1回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・4計画の概要について ・アンケート結果について
	9月11日	第2回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画について ・子ども・子育て支援事業計画について
	11月10日	第3回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画について ・次世代育成支援行動計画について
令和8年	1月28日	第4回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・こども計画（4計画）について
	2月3日	答申	
	2月10日	議会全員協議会	全員協議会への説明
	2月17日 ～3月16日	パブリックコメント	

第1編
こども計画

第2編
子ども・子育て支援事業計画

第3編
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

第4編
次世代育成支援行動計画

資料編

2 南箕輪村子ども・子育て審議会条例

平成25年9月13日
条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、南箕輪村子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本村の子ども・子育て支援施策に関し、村長が必要と認める事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 保育関係者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 子ども関係団体に属する者
 - (5) 識見を有する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。
附則(令和5年3月14日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年12月18日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 南箕輪村子ども・子育て審議会委員名簿

任期：令和 7年 4月 1日～令和 9年 3月 31日

番号	氏名	選出団体等	役職等	備考
1	倉田 幸一	北部保育園保護者会	会長	
2	金子 勇一	中部保育園保護者会	会長	
3	荒井 里味	南部保育園保護者会	会長	
4	高谷 佑佳	西部保育園保護者会	会長	
5	桂島 亮	南原保育園保護者会	会長	
6	高木 基至	南箕輪村PTA連合会代表	南箕輪中学校PTA会長	
7	水崎アツ子	保育園園長会	南部保育園長	
8	清水 閣成	南箕輪村教育委員会	教育長	副会長 R7.10.31まで
	尾形 浩			副会長 R7.11.1から
9	松崎 善幸	南箕輪村小学校長代表	南箕輪小学校長	
10	小林 充	南箕輪村青少年健全育成会	会長	
11	清水 麻男	南箕輪村	会長	会長 R7.11.30まで
	松澤 俊郎	民生児童委員協議会		R7.12.1から
12	唐澤 豊	南箕輪村民生児童委員協議会	主任児童委員	
13	北原 英行	合資会社milky way	代表	
14	穂高 貴志	ここから	代表	会長 R7.12.1から
15	三澤 澄子	南箕輪村議会	福祉教育常任委員	

(順不同・敬称略)

用語集

数字

【1号認定】

子どもの年齢が満3歳児以上で「保育に必要な事由がない」場合に受けられる認定。幼稚園や認定こども園を利用できる。

【2号認定】

子どもの年齢が満3歳児以上で保育に必要な事由がある」場合に受けられる認定。認可保育園や認定こども園を利用できる。

【3号認定】

子どもの年齢が満0～2歳児で「保育に必要な事由あり」の条件を満たし、認可保育園・認定こども園（保育園枠）等を利用する場合に受ける認定。

アルファベット

【DV】

「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は関係があった者から振るわれる暴力。

【ICT】

ネットワークやコンピュータを用いて情報や知識を共有する技術。

【LGBTQ+】

性的少数者を表す総称で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング）の頭文字を取った言葉。

あ行

【アセスメント】

情報を収集・分析し、利用者の課題やニーズを明らかにする重要な手法。

【一般事業主行動計画】

企業が従業員にとって働きやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図るために策定する計画。計画では、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を実現するための具体的な対策を明確にする。企業には多様な働き方や生活環境を持つ従業員を支援しつつ、持続可能な事業運営を実現することが期待されている。

【医療的ケア児】

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰（かたん）吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要なこども。

【インクルーシブ教育】

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的に、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ仕組み。

【インターンシップ】

社会に出る前の職場体験。企業で仕事をしている人の話を大学生が直接聞いたり、実際の仕事を体験したりすることで、業種・業界・職種の違い、社員の雰囲気、企業風土などを知ることができる。

【ウェルビーイング】

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみだけではなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

か 行**【キャリア教育】**

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。文部科学省による手引きは小学生からある。

【教育支援センター】

小学校及び中学校の不登校の児童・生徒を対象に、学校復帰に向けて集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うために設置された施設。

【グリーンベルト】

歩道が設けられていない道路の路側帯に緑色のカラー舗装を施したエリア。

【ケースワーカー】

公的機関である福祉事務所や児童相談所で、病人や障がい者、一人暮らしの高齢者など日常生活で困っている人の相談に乗る専門職。

【合計特出出生率】

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当。

【孤育て】

子育てを家族だけで抱え込み、周囲から孤立した状態。共働きや地域のつながりの希薄化、祖父母世代との同居の減少など、複数の要因が重なっている。

【こども食堂】

家庭における共食が難しいこどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。こども食堂の活動は様々だが、親子で参加する場合も含め、こどもにとっての貴重な共食の機会の確保となったり地域コミュニティの中でのこどもの居場所を提供する場となっている。

さ 行**【自己肯定感】**

ありのままの自分を認めることで、自分の存在そのものを肯定的に受け入れる感覚。

【自殺者数】

自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられる。「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住居地を基にしている。

【自情障学級】

自閉症や情緒障がいを持つ児童が、学校生活や社会生活に適応できるように支援することを目的とし、自閉症や情緒障がいを持つ児童に特化した支援を行うための特別支援学級。

【障がい観】

障がいに対する社会的、文化的、又は個人的な理解や見方を指し、障がい者に対する態度や支援のあり方に影響を与える重要な概念。

【障がい児】

「障がい児福祉計画」において、「障がい者のうち満18歳に満たない児童」と定義している。

【情報リテラシー】

情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力。膨大な情報の中から信頼できる情報を選び出し、正確に理解・分析するためにも情報リテラシーというスキルが求められている。

【人口置換水準】

すべての女性が人口レベルを維持するのに十分な数を出産し、死亡率は一定で、純移動はゼロと仮定した場合の合計特殊出生率。

【スクリーニング】

多くの対象の中から、基準に合ったものを選び出すこと、又は不要なものをふるい落とすこと。

【スクールカウンセラー】

「心の専門家」として臨床心理士などが携わり、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う。

【スクールソーシャルワーカー】

問題を抱える児童・生徒に対し、その児童の環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。

【セクシュアリティ・ジェンダー】

「セクシュアリティ」は、個人の性的特徴や意識、能力を指し、誰に対して性的または恋愛的に惹かれるか、又は惹かれないかといった要素を含む。一方、「ジェンダー」とは、社会的・文化的に構築された性別の概念であり、男性や女性の役割、期待、行動を含む。これらの概念は、個人のアイデンティティや社会的な関係性に深く関わっている。

た 行

【たけのこ園】

小学校就学前のお子さんを対象として、育ちがゆっくりだったり、育児に心配のあるご家庭の支援をしていく児童発達支援事業所として、平成24年（2012年）10月1日に開園。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置して、毎日の生活や遊びを通して、基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりする。

【共育(トモイク)】

共働き・共育での推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会をめざし、特に、“企業”へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育で」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していく。

な 行

【ながの子育て家庭優待パスポート事業】

地域全体で子育て家庭を応援する機運づくりを進めるため長野県・県内市町村と協働し、協賛店の協力のもと、妊婦がいる家庭及び18歳以下のこどもがいる子育て家庭を対象に、買い物などの際にカードの提示で割引など各種サービスを受けられる。

【ニート】

総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方。

【ネウボラ】

フィンランド語で「アドバイス（助言）の場所」という意味。妊娠や出産、育児をサポートする支援制度や施設のこと。

【ネグレクト】

世話をする責任がある保護者が責務の放棄や怠ること、義務不履行によって加害者となる行為。例として、扶養対象のこどもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、こどもの危険について重大な不注意を犯す児童虐待がある。

【ネットリテラシー】

インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力。

は 行

【パタニティハラスメント】

男性労働者が、育児のために育児休業・こどもの看護等休暇・時短勤務などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなど

を受け、就業環境を害されること。

【ピアサポート】

同じような経験や悩みを持つ人同士が、互いに支え合う活動や関係性。専門家からの支援とは異なり、似た体験をした当事者同士が対等な立場で助け合う。

【ひきこもり】

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。

【プレコンセプションケア】

適切な時期に適切な知識や情報を女性やそのパートナーを対象に提供し、将来の妊娠のためのヘルスケアを行うこと。このケアは妊娠を計画している女性だけでなく、すべての妊娠可能年齢の女性にとって大切なケアとなる。

【ベイズ推定値】

小地域における合計特殊出生率や標準化死亡比を見る場合、観測データ（出生数や死亡数）が少なく、出生、死亡の動向を把握することが困難。このような場合、当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定するベイズ推定を適用し安定的な推定を行う。

ま 行

【マタニティハラスメント】

女性労働者が、妊娠・出産したことや産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことなどを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

【メンタルヘルス】

体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。体が軽いとか、力が湧いてくるといった感覚と同じように、心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が湧いてくるような気持ちの時は、こころが健康といえる。

や 行

【ヤングケアラー】

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることをめざした建築（設備）・製品・情報などの設計。

【ユニバーサルフィールド】

物理的障害、設備の有無を意味するものではなく、身体的、心因的状态の異なる多様な人間同士が着想や人の手を用いて、誰もが実用可能となる環境。

ら 行

【ライフデザイン】

結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画。人生計画。ライフプラン。

わ 行

【ワーケーション】

「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、「リゾートホテルや地方のキャンプ場など、いつもの職場や自宅とは異なる場所で働き、同時に休暇取得も行うスタイル。

南箕輪村こども計画

発行日 令和8年(2026年)4月
発行 南箕輪村
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825-1
電話：0265-72-2104 (代表)
編集 南箕輪村 こども課

